

答申第22号

平成2年7月21日

神奈川県知事 長洲 一二 殿

神奈川県公文書公開審査会
会長 原 寿 雄

公文書の閲覧等の請求拒否処分に関する異議申立てについて（答申）

平成2年1月31日付けで諮問された昭和55年及び昭和57年開催の優生保護審査会に係る①申請の内容②審議録③決定理由④決定通知書の写し非公開の件（諮問第24号）について、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

- (1) 昭和55年及び昭和57年開催の神奈川県優生保護審査会に係る優生手術申請書及び添付書類並びに優生手術適否決定通知書の送付について（伺い）のうち優生手術適否決定通知書の案を非公開としたことは、妥当である。
- (2) 昭和55年及び昭和57年開催の神奈川県優生保護審査会に係る議事録は、該当者氏名及び会議の概要の部分を除いて公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

- (1) 異議申立ての趣旨異議申立ての趣旨は、昭和55年及び昭和57年開催の神奈川県優生保護審査会に係る①申請の内容②審議録③決定理由④決定通知書の写し（特定された公文書としては、優生手術申請書及び添付書類（以下「申請書等」という。）、優生手術適否決定通知書の送付について（伺い）のうち優生手術適否決定通知書の案（以下「通知書案」という。）並びに優生保護審査会議事録（以下「本件議事録」という。）である。以下これらの文書をまとめて「本件文書」という。）を神奈川県知事が平成元年11月28日付けで非公開とした処分の取消しを求める、というものである。
- (2) 異議申立ての理由異議申立人の主張を総合すると、神奈川県知事が「法令の定めるところにより明らかに公開することができない。特定の個人が識別され、又は識別され得るとともに特定の個人の心身の状況、健康状態等が明らかになる。本件議事録については、これらに加えて公開することにより、審議に著しい支障があるため」神奈川県機関の公文書の公開に関する条例（以下「条例」という。）第5条第1項第1号、第4号及び第7号に該当するとした非公開の決定は、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 優生護法は、その第1条で「この法律は、優生上の見地から不良な子孫の出生を防止するとともに、母性の生命健康を保護することを目的とする。」と規定している。そして、この法律は「母性保護」の名の下に「人工妊娠中絶」を認め、遺伝性疾患を有する者に対し、その

者の同意の有無にかかわらず公益上必要とあれば優生手術を行うという、正に障害者の人権をじゅうりんし、その生存権さえ脅かす都道府県優生保護審査会の設置を定めている。昭和55年及び昭和57年に開催された神奈川県優生保護審査会は、障害者抹殺を目的として制定された優生保護法の規定に基づくものであり、開催それ自体が障害者を社会から消し去ろうとする意図の下に行われたことは明白である。

イ 優生保護審査会の審議内容を知ることは、現状での人権じゅうりんの実態を把握するために必要であり、障害者にとって、自己の生存権及び人権を確立していく上で、真の意味の「共に生きる社会」の創造への基本的理論を構築するための基本的課題である。実施機関は、「法令の定めるところにより明らかに公開することができない」として、本件文書の公開を拒否したが、これは正に優生保護審査会の障害者抹殺の本質を隠ぺいするための手段でしかない。

ウ 実施機関は「特定の個人の心身の状況、健康状態等が明らかになる」ことを非公開理由としているが、求めている情報は優生保護審査会の経過及び内容であって、特定の個人情報ではない。氏名、年齢、住所等を削除すれば、公開請求に十分応えられるはずである。優生保護審査会は、本人の意思にかかわらず優生手術を認めるという人権を著しく害する決定をしている。その本人の人権を侵す優生保護審査会の記録を個人情報保護という人権に配慮するための理由で非公開とするのは、大きな矛盾である。

エ 公開請求している本件議事録は、既に優生保護審査会がその審議を終え、決定通知書を送付しているものである。それにもかかわらず、「審議に著しい支障が生ずる」とは一体何を指しているのか。これを「今後の審議に」と解釈したとしても、それはこの優生保護審査会がいかに障害者抹殺の論理に基づく審議を行っているかということ自ら露呈しているものであり、到底受け入れがたい。

3 実施機関の職員（衛生部保健予防課長）の説明要旨実施機関の職員の説明を総合すると、本件文書を非公開とした理由は、次のとおりである。

(1) 条例第5条第1項第1号該当性について

ア 申請書等及び通知書案には、個人の氏名、住所、本籍、生年月日の外、個人の生活歴、個人が遺伝性疾患や精神疾患にかかっているかどうか、その病状、病歴、家族の病歴等個人のプライバシーに密接不可分な事項が記載されている。これらの情報はプライバシーに関する情報であり、明らかに条例第5条第1項第1号に該当する。

イ 本件議事録は、優生保護法第16条に基づき設置されている優生保護審査会において審査の対象となる個人が遺伝性疾患や精神疾患にかかっているか、その病状、病歴、家族の病歴等を個別具体的に審査し、優生手術の適否を決定するに至る経緯を記録したものである。本件議事録は、これらの審議内容を具体的に記載したもので、その審議の内容は個人のプライバシーに密接不可分のものであり、明らかに条例第5条第1項第1号に該当する情報である。

ウ 本件文書は、容易に、かつ、公文書の閲覧又は写しの交付を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離することは不可能であり、条例第5条第2項には該当しない。

(2) 条例第5条第1項第4号該当性について優生保護審査会は、優生保護法に基づき医師からの申請があった場合に、その優生手術が必要か否かの審査を行い、その適否を決定する機関であり、医師、民生委員、裁判官、学識経験者等から選任された10名の委員で構成されている。優生保護審査会の会議は秘密保持の関係から非公開であり、また、委員は優生保護審査会での意見は公開されないことを前提に発言している。たとえ過去に開催されたものであっても、その議事録を公開することは、優生保護審査会の評議の経過が明らかになり、今後の審議に著しい支障を生ずるとともに優生保護審査会の運営そのものが困難になるおそれがある。

(3) 条例第5条第1項第7号該当性について優生保護行政の事務処理は国の機関委任事務であり、国の一般的な指揮監督の下にこれを行うことを要し、法律、政令、省令はもとより、国からの通知にも従わなければならないことになっている。優生保護法第27条は、優生保護審査会の委員、優生手術の審査事務に従事した者、優生手術の実施の事務に従事した者等に対して、職務上知り得た人の秘密を漏らしてはならないと特に規定している。

また、国からの通知では、優生手術申請書、議事録等の優生保護審査会に関係する文書は、個人のプライバシーに密接不可分のものであるので、たとえ、それらの一部分であっても第三者に公開することは、優生保護法第27条の趣旨に反するとしている。したがって、本件文書はすべて条例第5条第1項第7号に該当する情報である。

- (4) 優生保護行政について優生保護行政は国の機関委任事務で、その事務処理においては国の一般的な指揮監督の下に行う必要がある。異議申立人は、優生保護法に基づく優生保護審査会そのものを否定し、制度の改廃を求めているが、法制度及び法施行上の問題は国の権限であり、県の機関で対応することは困難である。

4 審査会の判断理由

(1) 本件文書の性格について

ア 申請書等は、医師が優生保護法第4条の規定に基づき優生保護審査会に優生手術を行うことの適否に関する審査を申請した申請書並びにこれに添付された優生手術を受ける者に係る健康診断書、遺伝調査書、検診録、家系図、同意書及び住民票の写しである。

イ 本件議事録は、申請のあった優生手術の適否の審査を行った優生保護審査会の会議録である。

ウ 通知書案は、優生手術の申請に対する優生保護審査会の決定を、優生保護審査会から申請者及び優生手術を受ける者に通知するための文案である。

(2) 条例第5条第1項第1号該当性について

ア 条例第5条第1項第1号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものは、非公開とすることができるとしている。

イ 申請書等には、優生手術を受ける者の氏名、年齢、生年月日、性別、本籍、(現)住所、申請理由、生活史、既往歴、現病歴、現症、遺伝歴、診断記録、血族の発病状況、父母の氏名等が記載されている。これらの情報は、個人の秘密、個人の私生活など他人に知られたくない個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得

るものである。したがって、申請書等は、条例第5条第1項第1号本文に該当すると判断する。

ウ 本件議事録には、優生保護審査会の開催状況（開催日時、場所、委員等の氏名及び出欠の状況）、決定事項（優生手術を受ける者の氏名、該当条項及び優生手術申請の適否）並びに会議の概要が記録されている。会議の概要のうち、優生手術を受ける者の氏名及び優生手術申請に関して、当該個人の病状、病歴、家族の病歴等を個別具体的に審査し、優生手術を行うことの適否を審議し、決定している部分（以下「評議の記録」という。）は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものと認められる。したがって、優生手術を受ける者の氏名及び評議の記録は、条例第5条第1項第1号本文に該当すると判断する。

エ 通知書案には、優生手術を受ける者の住所、氏名、年齢及び性別、申請者の氏名等並びに優生手術を行うことの適否が記載されている。これらは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものである。したがって、通知書案は、条例第5条第1項第1号本文に該当すると判断する。

オ 条例第5条第1項第1号ただし書は、個人に関する情報で特定の個人が識別されるものであっても、例外的に公開できる情報を列挙しているが、当審査会は、申請書等、通知書案並びに本件議事録のうち優生手術を受ける者の氏名及び評議の記録は、同号ただし書ア、イ及びウのいずれにも該当しないと判断する。

(3) 条例第5条第1項第4号該当性について

ア 条例第5条第1項第4号は、県の機関内部若しくは機関相互又は県の機関と国又は他の地方公共団体との間における審議、検討、調査研究等に関する情報であって、公開することにより、当該審議、検討、調査研究等に著しい支障が生ずるおそれのあるものについては、非公開とすることができるとしている。この規定の趣旨は、行政における内部的な意思形成過程の情報を公開した場合に生ずる支障について規定したものと考えられる。

イ 実施機関は、優生保護審査会が非公開で行われていること、審査の評議の過程が明らかになることから、本件議事録は、公開すると今後の優生保護審査会の審議に著しい支障が生じ、優生保護審査会の運営そのものが困難になるおそれがあるとして、条例第5条第1項第4号に該当する、と主張する。本件議事録は、県の機関内部の審議に関する情報であることは明らかである。そこで、当審査会は、本件議事録を公開することにより、当該審議に著しい支障が生ずるおそれがあるか否かについて、次のとおり審議した。

(ア) 会議が非公開であってもその会議の記録が、当然に本号に該当し、公開が制限されるものとは限らない。本号に該当するか否かは、記録された会議の内容、性質等を具体的に検討する必要があると判断する。

(イ) ところで、優生保護審査会は、申請のあった優生手術の適否を、審議するために、特定の個人の病状、病歴、生活状況等を個別具体的に検討し、微妙な判断が求められている。このような最も他人に知られたくない「人の秘密」を扱い、また、それがために慎重な審議が求められる会議であるところから、優生保護審査会の会議は非公開とし、審査又はその事務に従事した優生保護審査会の委員等には、法律上、特に守秘義務が課されているものとする。

(ウ) 確かに、「人の秘密」に係る評議の記録を公開すれば、その後に行われる優生保護審査会の同種の審議に著しい支障が生ずるおそれがあることが、十分予想される。しかし、本号の規定及び趣旨からみて、すでに、事案決定手続きが終了して数年を経ているものについて、全面的に本号が適用できると考えることには、疑問がある。

(エ) しかしながら、実施機関が本号に該当し、本件議事録を公開することができないと主張するのも、結局、(2)のウで述べた「人の秘密」に係る情報を公開できないためであって、本号の適用を論ずるまでもないと判断する。

(4) 条例第5条第1項第7号該当性について

ア 条例第5条第1項第7号は、法令の定めるところにより明らかに公

開することができないとされている情報は非公開とすることができる、としている。優生保護法第27条は「優生手術の審査又はその事務に従事した者、優生手術又は人工妊娠手術の施行の事務に従事した者及び優生保護相談所の職員は、職務上知り得た人の秘密を、漏らしてはならない。その職を退いた後においても同様とする。」と規定し、優生保護審査会の委員等に守秘義務を課している。このように法令の明文の規定により守秘義務の課された情報は、条例第5条第1項第7号に該当する情報であると判断する。

イ 本件文書のうち申請書等及び通知書案は、優生手術を受ける者に係る個人情報に該当するものである。また、本件議事録のうち、優生手術を受ける者に係る氏名、病状等の記録の部分は、優生手術を受ける者に係る個人情報に該当するものである。これらの情報は、優生保護法第27条で規定する「人の秘密」そのものであると認められる。また、評議の記録は、優生手術を受ける者について、遺伝性疾患にかかっているか、病状、病歴等を具体的に検討しているものである。これらの情報は、優生手術を受ける者の個人情報と密接不可分のものであり、優生保護法第27条の規定の趣旨及び目的からみて、公開することができないと明らかに認められる情報である。したがって、申請書等及び通知書案並びに本件議事録のうち優生手術を受ける者の氏名及び評議の記録は、条例第5条第1項第7号に該当すると判断する。

ウ 次に、実施機関は、国の機関委任事務である優生保護行政の事務処理においては、国の一般的な指揮監督の下にこれを行うことを要し、国からの通知にも従わなければならないとして、平成元年11月27日付け厚生省保健医療局精神保健課長から神奈川県衛生部長宛の「優生保護法の運用上の疑義について（回答）」と題する文書（以下「厚生省通知」という。）を根拠に、本件議事録すべてについて、優生保護法第27条の規定の趣旨から条例第5条第1項第7号に該当すると主張している。そこでこの点について検討する。

エ 厚生省通知は、本件文書について閲覧等の請求を受けた実施機関が、請求に対する諾否を決定する上での参考のために、神奈川県衛生部長

名で行った照会に対する回答書である。厚生省通知では、優生保護審査会の議事録は、個人のプライバシーに密接不可分の審議の内容が具体的に記載されているとし、議事録を、たとえその一部であっても、第三者に開示することは、優生保護法第27条の規定の趣旨に反するものとする、としている。この厚生省通知は、同条で規定する「人の秘密」を公開してはならないという前提に立ったものであり、その範囲で理解すべきものとする。

オ 本件議事録には上記イで述べたとおり、同条で規定する「人の秘密」として守秘義務の課された情報が記録されているが、審査会の開催日時、場所、優生保護審査会の委員等の氏名及び出欠状況、会議の概要のうち優生手術申請の適否の審査に直接関係のない意見交換等、本件議事録に記載されたものすべてに守秘義務が課されているとは認められない。したがって、本件議事録すべてが条例第5条第1項第7号に該当するとするのは、妥当ではないと判断する。

(5) 条例第5条第2項の適用について

ア 条例第5条第2項は、閲覧等の請求に係る公文書に、部分的に公開することのできない情報が記録されている場合であっても、容易に、かつ、公文書の閲覧等を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できるときは、実施機関に部分公開を義務付けている。当審査会は、公文書は原則公開であり、可能な限り公開すべきものであるとの立場に立つが、一方、個人の秘密、個人の私生活その他の他人に知られたくない個人に関する情報は、これがみだりに公にされないように最大限の配慮をする必要があると考える。そこで、本件文書を部分公開することができるかどうかについて、次のとおり検討した。

イ 申請書等及び通知書案は、優生手術を受ける者の住所、氏名、病状、病歴、家族の病歴等最も他人に知られたくない個人情報具体的に記載されているものである。申請書等及び通知書案に記載されたこれらの情報は、「容易に、かつ、公文書の閲覧又は写しの交付を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できる」場合に該当しないものと判断する。

ウ 本件議事録は、優生保護審査会の開催の状況、優生手術申請の適否の審査結果及び会議の概要が記録されている。このうち、優生保護審査会の開催状況である開催日時、開催場所、委員等の氏名及び出欠状況並びに統計数字で公表されている審査会の決定事項（優生手術を受ける者の氏名を除く。）までの記録の部分は、条例第5条第1項各号のいずれにも該当せず、また、「容易に、かつ、公文書の閲覧又は写しの交付を求める趣旨を失わない程度に合理的に分離できる」場合に該当すると判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 2. 1. 31	<ul style="list-style-type: none"> ○諮問 ○実施機関の職員（衛生部健康保健課長）に非公開理由説明書の提出要求
2. 2. 21	<ul style="list-style-type: none"> ○非公開理由説明書の受理 ○異議申立人に非公開理由説明書の送付
2. 4. 3	<ul style="list-style-type: none"> ○異議申立人から非公開理由説明書に対する意見書の受理 ○実施機関に非公開理由説明書に対する意見書を送付
2. 4. 14 (第 72 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ○異議申立人から意見の聴取 ○実施機関の職員（衛生部保健予防課長ほか）から非公開理由説明の聴取 ○審議
2. 5. 19 (第 73 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ○審議
2. 6. 16 (第 74 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ○審議
2. 7. 21 (第 75 回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ○審議

神奈川県公文書公開審査会委員名簿

(平成元年4月1日委嘱)

氏名	現職	備考
黒羽 亮一	筑波大学教授	
原 寿雄	(株)共同通信社代表取締役社長	会長
堀部 政男	一橋大学教授	会長職務代理者
若杉 明	横浜国立大学教授	
渡辺 保男	国際基督教大学学長	

(平成2年7月21日現在) (五十音順)